

鳥取放牧場風力発電所
保守点検委託
仕様書

令和8年2月

鳥取県企業局

1. 一般事項

1 目的

鳥取放牧場風力発電所保守点検委託（以下、「本委託業務」という。）は、発注者が設置する鳥取放牧場風力発電所を適切に点検、管理及び保守を行い、その機能を健全な状態に維持するために実施するものである。よって受注者はその事を理解し、鳥取放牧場風力発電所保守点検委託仕様書（以下「本仕様書」という。）に記載のない軽微な修繕や部品の交換等についても、これを実施するものとする。

また、本仕様書は本委託業務にあたっての概要について記しているものであり、記載されていない事項、機器であっても最新の知見によって、目的達成に必要な事柄については、受注者が実施するものとする。

2 業務内容

2. 保守点検事項のとおり

3 委託業務の場所

鳥取市越路 鳥取放牧場風力発電所

4 履行期間

令和8年4月1日から令和8年8月31日まで

5 定期点検作業の作業実施期間

2. 2（1）で定める定期点検作業は、下記の期間内に作業実施完了することを目標とし、発注者と受注者が協議して作業実施日を定めるものとする。

ア 半年点検 令和8年4月1日から令和8年8月31日まで

6 資材及び工具等

本委託業務に必要な資材、工具類及び試験器具等（以下「工具類」という。）は、全て受注者にて準備すること。

工具類は、使用前後に点検をすることとし、その点検結果を別表1に記録すること。

工具類は、校正等の適切な管理がされているものを使用すること。

別に発注者が指定するもの及び本委託業務に必要な現地発電所での電力については、発注者の指示する範囲内で無償にて供給するが、事故等で供給が停止して作業に支障が生じても、受注者は損害賠償の申し立てはできないものとする。

7 施設管理担当者

（1）発注者は、本委託業務の施設管理担当者（以下「施設担当者」という。）を選任し、受注者へ通知するものとする。施設担当者を変更するときも、同様とする。

（2）施設担当者は、本業務の範囲内において、受注者又は業務責任者に対する指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

8 業務責任者

受注者は、本委託業務における業務責任者を定め、速やかに発注者に通知すること。

業務責任者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、本委託業務を運営管理する。

また、施設担当者と実施する打合せ及び後述する完了検査の際には、原則として業務責任者が立会するものとする。

9 業務管理

受注者は、本委託業務の実施に当たり、関係法規を遵守し、常に適切なる管理を行うこと。また、交通の妨害又は公衆に迷惑を及ぼさないよう努めなければならない。

業務場所は公益財団法人鳥取県畜産振興協会が管理する放牧場内であるため、2. 2で定める保守点検業務（以下、「点検作業」という。）に当たっては事前調整を行うこと。

10 打合せ

点検作業の細部及び工程等については、施設担当者と随時打合せを行い、遺漏なく点検作業を実施すること。また、点検作業の実施日については、事前に施設担当者に報告すること。

11 天候不良による点検作業の延期

- (1) 受注者は、本委託業務の安全に留意し、発雷及びその恐れがある場合や強風時、その他その実施を不相当と判断した時は、点検作業を行わないこと。
- (2) 受注者は、点検作業予定日に点検作業を行うか否かを前日までに施設担当者に報告し、了解を得ること。
- (3) (1) により点検作業の延期が発生し、金額変更の必要が生じた場合、受注者、発注者の協議により精算するものとする。ただし、(2) の報告、了解が行われなかった場合には点検作業の延期に伴う金額変更は認められない。

12 提出図書

提出図書は以下とする。

- | | |
|-------------------------------------------------|----|
| (1) 業務責任者選任通知書（契約日から7日以内） | 2部 |
| (2) 計画工程表（契約日から7日以内） | 2部 |
| (3) 故障時対応体制（組織編成表）（契約日から7日以内） | 2部 |
| (4) 業務計画書（2. 2（1）に定める各定期点検の都度、着手の7日以上前に承諾を得ること） | 2部 |

①定期点検業務概要

②定期点検内容

③工程表

④定期点検組織計画

⑤定期点検要領書（別途提出することも可）

⑥その他発注者の指示があったもの

- | | |
|-----------------------------------|----|
| (5) 定期点検業務完了報告書（各定期点検作業終了後、30日以内） | 2部 |
|-----------------------------------|----|

定期点検業務完了報告書は、次の事項を記載すること。

①定期点検作業年月日及び場所

②定期点検対象装置名（型式）

③定期点検総括

④定期点検結果、測定等記録及び処置

⑤取替部品（部品名、数量、備え付け部品使用の有無）

⑥受注者の本委託業務に係る施設担当者名

⑦作業状況写真

なお、故障等の対応を実施した場合は、上記項目に習い記載すること。また、この他に発注者が記載を指示した事項等がある場合には、その指示に従い記載すること。

- | | |
|--------------------------------------|----|
| (6) 鳥取放牧場風力発電所（月次）点検表（毎月の点検後、20日以内） | 2部 |
| (7) 風車タワー内昇降装置始業時点検表（（5）～（7）の報告書に添付） | 2部 |
| (8) 委託業務完了通知書（業務完了後、14日以内） | 2部 |

13 報告書の提出

前項12の提出図書（5）、（6）、（7）、（8）について、期限内に提出ができない場合は、その旨を協議書等で、理由も含めて発注者へ報告すること。延長日数について発注者及び受注者間で協議することとする。

14 保証に関する事項

保証期間は、本委託業務完了後1年間とする。

この期間内に受注者の点検作業の不備、或いは交換部品（発注者からの支給品を除く。）の不良等によると認められる不具合、事故等が生じた場合は、無償で修理するか又は代品と取り替えること。

15 不良箇所を発見した場合

点検作業時に不良箇所を発見した場合は、直ちに施設担当者に報告して指示を受けること。なお、不良箇所の修理に費用を要する場合は、別途協議によるものとする。

16 既存部分等の補修など

本委託業務の実施に伴い既存部分を損傷又は汚染した場合は、施設担当者に速やかに報告し、既成にならぬ補修すること。ただし、摩耗等の経年劣化によるもの、或いは構造上の欠陥と認められる場合はこの限りでない。

17 点検作業実施後の確認

点検作業実施後の確認については、作業終了後、発注者の職員に報告すること。又、試運転を実施し、風力発電設備システム全般について異常のないことを確認すること。

18 完了報告及び検査

すべての業務が完了したときは、1.12（8）の業務完了通知書を発注者に提出すること。業務完了通知書提出後に、発注者の検査を受けるものとする。

19 業務委託料の支払

受注者は、前項の検査に合格したときは、速やかに当該検査対象部分に係る業務委託料の請求書を発注者に提出するものとする。

20 発生材の処分

発生材・交換部品等は、受注者が関係法令に基づき適正に処分すること。

2. 保守点検事項

1 対象機器

本委託業務の対象機器は、以下のとおりとする。

・風力発電機

型式 MWT-1000A（三菱重工業株式会社（以下、「三菱重工業」という。）製）

基数 3基

・受変電設備

2 保守点検業務内容

以下のとおり業務を実施する。作業の方法は、三菱重工業作成の「鳥取県企業局向け鳥取放牧場風力発電所三菱風力発電設備（MWT-1000A）取扱説明書」に準じる。

(1) 定期点検作業

半年点検

別表2「鳥取放牧場風力発電設備保守点検項目一覧表(21年目)」による。

(2) 月次巡視点検

ア 別表3の鳥取放牧場風力発電所(月次)点検表に従い、1ヶ月に2回、鳥取放牧場風力発電所の巡視点検を行う。1回の巡視点検において受変電設備、1～3号機のタワー(タワー下部電気設備含む)及び風車ナセル1機分の巡視点検を行う。

イ 4月の1回目に巡視点検する風車ナセルは1号機とし、以降、1号機→2号機→3号機→1号機→・・・と巡視点検する号機をローテーションする。

ウ 各風車ナセル巡視点検時に併せて、ナセル内のグリス、漏油等の清掃を行う。

エ 1号機は初回風車ナセル巡視点検時に併せて、トルクアームのグリス給脂を行う。

オ 1号機はナセル巡視点検時に併せて、主軸受のグリス給脂を行う。

カ オのグリス給脂作業に伴い、グリスサンプリング・鉄粉濃度測定を実施する。

3. その他

1 鳥取放牧場進入時の注意事項

鳥取放牧場風力発電所は鳥取放牧場内にあり、家畜防疫上の制約から、以下の項目を遵守すること。

- (1) 進入車両は鳥取放牧場が定めた所定の場所で、タイヤ、車両の消毒を行うこと。
- (2) 衛生管理区域(別図参照)に立ち入る者は、手指及び靴(履物)の消毒を行うこと。
- (3) 風車3号機での業務のため衛生管理区域に立ち入る者は、上記項目に加え、消毒をした長靴を着用すること。ただし、風車3号機内部での点検作業時はこの限りでない。
- (4) 本委託業務実施者は、その日の内に他の農場等畜産関係施設に立ち入った者及び1週間以内に海外から入国した者(帰国者含む)でないこと。
- (5) 他の畜産関係施設で使用した、または使用の可能性がある物品は持ち込まないこと。持ち込みが必要な場合は、その旨を発注者に事前通知し、必要な対策を講じること。
- (6) 海外で使用した衣服及び靴(過去4ヶ月以内)は持ち込まないこと。
- (7) 衛生管理区域から一度でも出た場合は、その都度(1)、(2)、(3)の対策を講じること。

2 タワー内昇降装置の使用について

- (1) タワー内に設置された昇降装置を使用する場合は、事前に発注者の承諾を得ること。
- (2) 業務責任者は、契約後に施設担当者より櫻井技研工業株式会社製の昇降装置の使用者講習を受講し、他の使用者に受講した内容を伝達した上で使用させること。
- (3) 点検作業当日、最初に乗車する際は昇降装置の使用前点検を別紙1の鳥取放牧場風車タワー内昇降装置始業時点検表に基づき実施し、異常がないことを確認した上で使用すること。点検表は、点検作業報告書に添付して発注者に提出すること。